

浜松市上下水道部インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます）をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「浜松市上下水道部インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます）」をよくお読みいただき、同意していただく必要があります。

浜松市上下水道部インターネット公有財産売却 ガイドライン

浜松市上下水道部インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます）をご利用いただくには、以下の「誓約書」および本ガイドラインをよくお読みいただき、同意していただく必要があります。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓約書

以下を誓約いたします。

今般、浜松市上下水道部の物品売却（下記第1章にて規定）に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、公有財産売却ガイドラインおよび貴庁における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴庁の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

私は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。

私は、次に掲げる不当な行為は行いません。

- (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
- (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
- (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。
- (4) 契約の履行をしないこと。
- (5) 契約に違反し、契約の相手方として不適当と浜松市上下水道部に認められること。
- (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
- (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当と認められること。
- (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。

私は、貴庁の車両売却に係る「公有財産売却ガイドライン」、「入札説明書」、「入札

公告」、「売買契約書」の各条項を熟覧し、および貴庁の現地説明、入札説明などを傾聴し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

第1章 定義

浜松市上下水道部が地方自治法などの規定に則って執行する一般競争入札およびせり売り（以下「入札」という）のうち、インターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という）上で行う車両の売払いに係るものを「車両売却」といいます。

第2章 車両売却の参加条件について

1. 車両売却の参加条件（以下のいずれかに該当する方は、車両売却へ参加することができません）

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する方

（参考：地方自治法施行令（抄））

（一般競争入札の参加者の資格）

第六十七條の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人と

して使用したとき。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている方（更生手続開始の決定を受けている方を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている方（再生手続開始の決定を受けている方を除く。）
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する方ならびにこれらの方のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役またはこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当する方
- (4) 本ガイドラインおよびKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (5) 日本語を完全に理解できない方
- (6) 車両の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

2. 車両売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、一定期間浜松市上下水道部の実施する入札に参加できなくなることがあります。
- (2) 車両売却に参加される方は入札保証金を納付してください。
- (3) 車両売却に参加される方は、あらかじめ売却システム上の物件詳細画面や浜松市上下水道部において閲覧に供されている入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで車両売却に参加してください。
- (4) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するシステムを採用しています。物品売却の参加者は、売却システムの画面上で物品売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。

ア 参加仮申し込み

売却システムの売却物件詳細画面より車両売却の参加仮申し込みを行ってください。

イ 参加申し込み（本申し込み）

売却システムの物件詳細画面より仮申し込みを行った後、浜松市ホームページ内のインターネット車両売却（せり売り）のページより「車両売却（せり売り）入札参加申込書（以下「申込書」といいます）」および「誓約書」を印刷し、必要事項を記入・押印後、次のいずれかの書類（以下「必要書類」という）を添付のうえ、

浜松市上下水道部に送付または持参してください。（郵送の場合は、申込締切日の消印有効）

（必要書類）

住民票の写し（発行後3ヶ月以内のもの）、印鑑登録証明書（印鑑証明書）の写し（発行後3ヶ月以内のもの）、免許証のコピー、住民基本台帳カードのコピー、パスポートのコピー、マイナンバーカード（表面のみ）のコピーのうちいずれか1通
法人の場合は、商業登記簿謄本の写し（発行後3ヶ月以内のもの）または印鑑登録証明書（印鑑証明書）の写し（発行後3ヶ月以内のもの）のうちいずれか1通

※ 複数の物件について申し込みをされる場合、車両売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類である住民票および印鑑登録証明書などは1通のみ提出してください。

- (5) 車両売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止になること、もしくは車両売却の全体が中止になることがあります。

3. 車両売却の財産の権利移転などについての注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に車両売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など浜松市上下水道部の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。
- (2) 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。
- (3) 浜松市上下水道部は車両の引渡しを売払代金納付時の現状有姿で行います。
- (4) 落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込み、移転登録（名義変更）の手続き等を行ってください。

4. 個人情報の取り扱いについて

車両売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

ア 車両売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を物品売却の参加者情報として登録すること。

イ 入札者の売却システムの参加者情報およびログインIDに登録されているメールアドレスを浜松市上下水道部に開示され、かつ浜松市上下水道部がこれらの情報を浜松市上下水道部文書規程に基づき、5年間保管すること。

※ 浜松市上下水道部から車両売却の参加者に対し、ログインIDで認証されているメールアドレスに、物品売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

ウ 落札者に決定された車両売却の参加者のログインIDに紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。

エ 浜松市上下水道部は収集した個人情報を地方自治法施行令第167条の4第1項に定め

る参加条件の確認または同条第2項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。（地方自治法施行令第167条の14で準用する「せり売り」の場合も含まれます）

第3章 車両売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、車両売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。車両売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できたログインIDでのみ入札できます。

1. 車両売却の参加申し込みについて

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

※ 法人で車両売却の参加申し込みする場合は、法人代表者名でログインIDを取得する必要があります。

2. 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第167条の7で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、浜松市上下水道部が売却区分（車両売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の100分の10以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、浜松市上下水道部が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。指定する方法は、クレジットカードによる納付のみです。

※ 入札保証金には利息を付しません。

※ 原則として、入札開始2開庁日前までに浜松市上下水道部が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

<クレジットカードによる納付>

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より車両売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する車両売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。車両売却の参加申込者は、車両売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、車両売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い

事務に必要な範囲で、車両売却の参加申込者の個人情報とSBペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、浜松市上下水道部のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入・押印後、必要書類を添付のうえ、浜松市上下水道部 上下水道総務課調達・会計グループに送付または持参してください。

（郵送の場合は申込締切日の消印有効）

※ VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスクードの各クレジットカードを利用できます。（各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります）

※ 法人で車両売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

（3）入札保証金の没収

車両売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに浜松市上下水道部の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

3. 契約保証金について

（1）契約保証金とは

契約保証金とは地方自治法施行令第167条の16に定める金員です。売却システムを利用した契約保証金は入札保証金と同額とします。

（2）入札保証金の契約保証金への充当

車両売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、浜松市上下水道部が用意する「物品売払契約書」に基づき、契約保証金に全額充当します。

第4章 せり売形式で行う車両売却の手続き

せり売形式の売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する自動入札システムおよび入札単位を使用しています。

本章における入札とは、売却システム上の「入札額」欄へ希望落札金額の上限を入力することおよび入力した上限以下の範囲で行われる自動入札をいいます。また、本章においては、「入札」はせり売形式の入札を、「入札者」はせり売りの参加申込者を、「入札期間」はせり売期間を指します。

1. 車両売却への入札

（1）入札

入札保証金の納付が完了したログインIDでのみ、入札が可能です。入札は、入札期間中であれば何回でも可能です。ただし、売却システム上の「現在価格」または一度「入札額」欄に入力した金額を下回る金額を「入札額」欄に入力することはできません。一度行った入札は、入札参加者などの都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。なお、入札期間の自動延長は行いません

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

浜松市上下水道部は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。入札期間中にその時点における最高価格の入札をなかったものとした場合、当該入札に次ぐ価格の入札を最高価格の入札とし、せり売りを続行します。

2. 落札者の決定など

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、浜松市上下水道部は開札を行い、売却区分（売却財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。また、売却システム上では、2人以上が同額の入札価格（上限）を設定した場合、先に設定した人を落札者として決定します。

(2) せり売終了の告知など

浜松市上下水道部は、落札者を決定したときは、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号と落札価格を売却システム上に一定期間公開することによって告げ、せり売終了を告知します。

(3) 浜松市上下水道部から落札者への連絡

落札者には、浜松市上下水道部から入札終了後、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

※ 浜松市上下水道部が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、浜松市上下水道部が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、保証金を没収し、返還しません。

※ 当該電子メールに表示されている整理番号は、浜松市上下水道部に連絡する際や浜松市上下水道部に書類を提出する際などに必要となります。

(4) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3. 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

浜松市上下水道部は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。契約の際には浜松市上下水道部より契約書を

送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、浜松市上下水道部上下水道総務課調達・会計グループに直接持参または郵送してください。

ア 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

イ 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときおよび落札者が車両売却の参加仮申込みの時点で20歳未満の方など車両売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。この場合、車両売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4. 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに浜松市上下水道部が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。売払代金の残金が納付された時点で、車両売却の財産の所有権が落札者に移転します。ただし、やむを得ない場合を除き、売払代金の残金について納付期限までに納付の確認できない場合、契約保証金没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は浜松市上下水道部が用意する納付書により、指定する金融機関で納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに浜松市上下水道部が納付を確認できることが必要です。

5. 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は入札終了後全額返還します。なお、車両売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

＜クレジットカードによる納付の場合＞

SBペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を

返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。ただし、車両売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

第5章 車両売却の財産の権利移転および引き渡しについて

浜松市上下水道部は、落札後、落札者と売買契約を交わします。契約の際には浜松市上下水道部より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、直接持参または郵送してください。（収入印紙は不要です。） 売払代金の残金納付確認後、売却代金納付時の現状のままで、浜松市上下水道部が指定する場所において直接引渡します。指定場所まで来られない場合は、落札者負担で対応してください。

1. 権利移転の時期

車両売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

2. 権利移転の手続きについて

- ア 落札者は、車両利用の際は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んでいただく必要があります。
- イ 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人となります。落札者本人以外の名義にはできません。

3. 注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に車両売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など浜松市上下水道部の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。なお、落札代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。
- (2) 車両売却の財産については現況有姿で引き渡すものとし、浜松市上下水道部は契約不適合責任を負いません。
- (3) 落札された車両の保管費用が必要な場合、引き渡し期限を超えた場合の保管費用は落札者の負担となります。

4. 費用負担

引き渡しおよび権利移転に伴う費用は落札者の負担となります。

第6章 注意事項

1. 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

- (1) 車両売却の参加申し込み期間中、売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は車両売却の手続きを中止することがあります。
 - ア 車両売却の参加申し込み受付が開始されない場合
 - イ 車両売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合
 - ウ 車両売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合
 - エ 車両売却の参加申し込み受付終了時間後になされた車両売却の参加申し込みを取り消すことができない場合
- (2) 入札期間中、売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は車両売却の手続きを中止することがあります。
 - ア 入札の受付が開始されない場合
 - イ 入札できない状態が相当期間継続した場合
 - ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合
- (3) 入札期間終了後、売却システムに不具合などが生じたために、せり売形式において入札終了後相当期間経過後も落札者を決定できない場合は車両売却の手続きを中止することがあります。

2. 車両売却の中止

車両売却の参加申し込み開始後に車両売却を中止することがあります。車両売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、車両売却を中止することがあります。

- (1) 特定の車両売却の特定の売却区分(売却財産の出品区分)の中止時の入札保証金の返還
特定の車両売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該車両売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。
- (2) 車両売却の中止時の入札保証金の返還
車両売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。

3. 車両売却の参加を希望する者、車両売却の参加申込者および入札者など（以下「入札者など」という）に損害などが発生した場合

- (1) 車両売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、浜松市上下水道部は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、浜松市上下水道部は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (3) 入札者などの使用する機器および車両売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、車両売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、浜松市上下水道部は代替手段を提供せず、それに起因し

て生じた損害について責任を負いません。

- (4) 車両売却に参加したことに起因して、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、浜松市上下水道部は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (5) 車両売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず車両売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、浜松市上下水道部は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (6) 車両売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受け、車両売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、浜松市上下水道部は責任を負いません。
- (7) 車両売却の参加者などが、自身のログインIDおよびパスワードなどを紛失もしくは、ログインIDおよびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず浜松市上下水道部は責任を負いません。

4. 車両売却の参加申し込み期間および入札期間

車両売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5. リンクの制限など

浜松市上下水道部が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、浜松市上下水道部物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。また、売却システム上において、浜松市上下水道部が公開している情報（文章、写真、図面など）について、浜松市上下水道部に無断で転載・転用することは一切できません。

6. システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムを車両売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスすること。
- (3) 売却システムの管理および運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

7. 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

8. インターネット車両売却において使用する通貨、言語、時刻など

(1) インターネット車両売却の手続きにおいて使用する通貨

インターネット車両売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

(2) インターネット車両売却の手続きにおいて使用する言語

インターネット車両売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限りです。売却システムにおいて使用する文字は、JIS第1第2水準漢字（JIS（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本工業規格）X0208をいいます）であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。

(3) インターネット車両売却の手続きにおいて使用する時刻

インターネット車両売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によりします。

9. 車両売却参加申し込み期間および入札期間

車両売却参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の売却物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

10. 浜松市上下水道部インターネット車両売却ガイドラインの改正

浜松市上下水道部は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるとします。なお、改正を行った場合には、浜松市上下水道部は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申し込みの受付を開始するインターネット車両売却から適用します。

11. その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、浜松市上下水道部が掲載したものでない情報については、浜松市上下水道部インターネット車両売却に関する情報ではありません。

インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人（以下、「参加者など」という）は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。 また、参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報をSBペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。